

予防通所介護相当サービス事業重要事項説明書（デイサービス）

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-674-8200 （午前8：30～午後5：30まで）
担当 栗原 利政

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 絹の道デイサービスセンターの概要

（1）絹の道デイサービスセンターの指定番号およびサービス提供地域

事業所名	絹の道デイサービスセンター
所在地	東京都八王子市鎌水94番地
介護保険指定番号	通所介護事業（八王子市指定業者登録 1372900942 ）
サービスを提供する地域	八王子市

（2）同センターの職員体制

管理者	常勤 1名
生活相談員	常勤1名以上
介護職員	常勤4名以上 非常勤1名以上
看護職員	常勤または非常勤1名以上
機能訓練指導員	常勤または非常勤1名以上
調理員	特別養護老人ホーム絹の道 管理栄養士管理のもと、調理業務

（3）同センターの設備概要

	定員	設備
各デイ共有設備		食堂 機能回復訓練室 静養コーナー トイレ
通所介護	30人	デイスペース

（4）同センターの営業時間

平日	午前8：30～午後17：30
土・祭日	午前8：30～午後17：30

＊緊急連絡電話 042-674-8200

※ 営業をしない日 日曜 1月1日から1月3日まで

3. サービス内容

- ① 送迎は、指定された場所までご家族が付添い乗車・降車の確認をお願いします。
- ② 食事は、センターで用意できますが弁当等を持参されても結構です。
- ③ 入浴は、ケアマネージャのケアプランに沿って実施いたします。
- ④ 機能訓練は、物理療法・運動療法を通所介護計画に沿って実施します。
- ⑤ 生活相談は、随时お受けしますのでお気軽にご利用ください。

デイ標準コースの日程（6-7時間未満コース）

【迎え時間】	朝 8時20分から 9時20分
【デイ活動】	朝 9時30分から 15時40分
【送り時間】	夕 15時41分から 17時00分
【送迎車両】	マイクロバス コミューター ハイエース ラクティス
【個別送迎】	家族送迎可

4. 利用料金

（1）利用料 介護保険適用分

介護予防通所介護費

		自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要支援1	¥19,202	¥1,921/月	¥3,841/月	¥5,761/月
要支援2	¥38,672	¥3,868/月	¥7,735/月	¥11,602/月

介護予防通所介護費日割り

		自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要支援1	¥630	¥63/日	¥126/日	¥189/日
要支援2	¥1,270	¥127/日	¥254/日	¥381/日

介護予防通所介護加算	加算額	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
サービス提供体制加算Ⅰ 1	要支援1 ￥939	￥94	￥188	￥282
サービス提供体制加算Ⅰ 2	要支援2 ￥1, 879	￥188	￥376	￥564
科学的介護推進体制加算（要支援1・2共通）	￥427	￥43	￥86	￥129
送迎減算（要支援1・2共通）	￥-501	￥-51	￥-101	￥-151
介護職員処遇改善加算Ⅰ /月 ※1	ご利用頂いたサービス単位数に5. 9% (59/1000) を乗じた単位数			
介護職員等ベースアップ等支援加算 /月 ※2				
令和6年6月より※1・※2が一本化とされ、ご利用頂いた単位数に9. 2% (92/1000) を乗じた単位数の加算に変更となります				

（2）介護保険適用外

- ・食費は一食につき200円、おやつ代50円を徴収します。
- ・ご希望により夕食弁当のサービスを提供しております。1食200円を徴収します。
ご注文の際は直射日光及び高温多湿を避け、注文した日の夕食時に必ずお召し上がり下さい。
また、容器は変形・変色してしまうので、絶対に電子レンジにかけないでください。
- ・活動材料費については、ご利用者またはご家族（代理人）に確認を取りながら徴収します。

（3）キャンセル料

当日の中止でもキャンセル料などの料金は一切いただきません。

(4) 料金の支払方法

毎月ごとに清算し、翌月の26日に指定された口座からみずほ銀行代金集金システムでお支払い頂きます。

入金を確認後、利用明細・領収書を兼ねた用紙を送付いたします。

事務処理の都合により現金によるお支払はご遠慮くださいますようお願いいたします。

5. 利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① まずはお電話等でお申し込みください。当センターの職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当センターの都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で通知することによって即座にサービスを終了することができます。お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、即座に契約を終了させていただきます。

また、お客様が個人的な要求を申しで、実行することが困難である場合は事情を説明し契約を終了させていただくこともあります。

6. 当社の通所介護事業の特徴等

(1) 運営の方針

デイサービス事業は、家庭に引きこもりがちな高齢者の方々に日々の生活にうるおいと目的のほかに友人との出会い、共通な趣味をもつ人との出会いなど生活に変化をもたせ社会的な刺激を感じていただけるよう努力しています。

また、家庭で介護されている方々に一時の安らぎと自由な時間をもって頂き1日でも長く在宅介護をしていただけるようにと思っています。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長・短縮の可否	有	
従業員の研修の実施	有	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- 送迎時間の連絡 デイサービス担当職員から随時ご連絡します。
- 体調確認 体調の悪い時は無理をしないでお休みください。

(4) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、契約書に記載した医療機関へ連絡し連絡がつかない場合または緊急を要する場合は、東京消防庁救急隊へ連絡します。

(5) 非常災害対策

防災訓練 毎月 1 回実施 ※地域住民との合同防災訓練は 1 回/年実施
防災担当 井本 正樹

(6) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、主治医及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。事故の状況や事故に際して取った処置について「事故報告書」に記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(7) 秘密保持

利用者の個人情報について「社会福祉法人美蘭会個人情報保護規程」「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

当事業者が得た利用者の個人情報については、当事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

当事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の際に文書にて誓約しております。

(8) 感染症対策

感染症及び、食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討し、感染症対策指針を作成します。また、「感染症委員会」を設置します。

委員会では、①感染症が発生した場合の報告②職員に対する感染症の周知徹底③感染状況の調査とその具体的な防止策④再発予防対策などを協議し実行する

委員会は定期開催いたします。

(9) 業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時における利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時に早期の業務再開の手順等、非常時に事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。また従事者に対しても周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(10) 身体拘束等を行う手続き

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合は、利用者・家族の同意を得て行うものとします。また虐待防止も含めた研修を定期的実施し、従業者への意識の向上に努めます。

(11) ハラスメント対策

職場において利用者や従業者から行われるハラスメントを防止するための規定を定め従業者が働きやすい職場環境を実現します。

(12) 従業者の資質向上

従業者の資質向上のため個別の研修計画に基づき人材育成を行います。

(13) 第三者評価の実施状況

現在、実施しておりません。

(14) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

①虐待防止の為に指針を整備しています。

②虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

③従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

④サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. サービス内容に関する苦情

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、「社会福祉法人美蘭会苦情解決実施要綱」に従い、事業所に苦情受付担当者を配置しています。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、苦情解決責任者及び第三者委員に報告し、必ず具体的な対応を行います。また、苦情受付書、苦情受付報告書、苦情解決結果報告書を保管し、再発を防ぎます。

① 当センターお客さま相談・苦情担当

担当 栗原 利政

② その他

当法人以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

介護認定を受けた各保険者

担当 ・八王子市高齢者福祉課

電話 042-620-7420

・東京都国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口

電話 03-6238-0177

8. 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 美蘭会
代表者役職・氏名	理事長 村上 正人
所在地・電話番号	東京都八王子市鍵水94番地 Tel 042-674-8200
定款の目的に定めた事業	1、 第1種社会福祉事業 2、 第2種社会福祉事業 3、 老人居宅生活支援等事業 4、 公益事業

施設・拠点	社会福祉法人 美 蘭 会
特別養護老人ホーム絹の道	施設長 村上 正人
絹の道デイサービスセンター	所 長 栗原 利政
絹の道ケアプランセンター	所 長 佐藤 正仁
絹の道訪問介護事業所	所 長 乙戸 雄太
地域コミュニティケアセンター絹の道	所 長 村上 正人

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

年 月 日

通所介護事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	
所在地	東京都八王子市鍵水94番地
名称	社会福祉法人 美蘭会
説明者	所属 絹の道デイサービスセンター
氏名	栗原 利政

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所
	氏名
(家族・代理人)	住所
	氏名